

成年後見制度

平成28年1月21日 社会福祉士 小湊 純一。

1 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になった人の社会生活を支援する仕組みです。

判断能力が衰えてきても、そのことでその人の尊厳が損なわれるわけではありません。そこで、本人に残っている能力、もしくは持っている能力を最大限に活かし、不足している部分を補うことで、本人を支援・保護していくべきとの考え方で作られたのが成年後見制度です。

人は、社会生活をするとき、意識するとしなやかにかかわらず、様々な契約をしています。買い物をするときの売買契約、お金を借りるときの金銭消費貸借契約、銀行に預金するときの契約、介護サービスをうけるときの契約、施設入所するときの契約などなどです。そのとき、判断能力が衰えた、もしくは十分でないことで不利な契約を結んでしまわないように、その人に合った安全な契約ができるようにその手伝いをする者を付ける。これが成年後見制度の基本的な考え方です。その手伝いをする人を後見人といい、本人と一緒に契約に問題がないかを判断したり、間違っただけで結んでしまった契約を取り消したり、本人の代わりに契約を行ったりします。

介護保険制度が、身体的能力が不十分になった場合の社会的支援の仕組みであるのに対し、成年後見制度は精神的能力が衰えた場合に、これを支えるというもので、両者は車の両輪のように互いに必要なものです。制度の開始も同日、平成12年4月1日です。

成年後見制度の理念は、だれでも普通の生活ができるように支援すること（ノーマライゼーション）を目指し、自分のことは自分で決めるという人の尊厳にかかわる権利を尊重し（自己決定の尊重）、残存能力、もしくは持っている能力を最大限活かし（残存能力の活用）、判断能力が不足している人々を支援していくことです。

2 法定後見制度と3類型

成年後見制度は、大きく2つに分けることができます。1つが家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見制度であり、もう1つが元気なうちに自分で後見人を決めておく任意後見制度です。

法定後見制度として、後見・保佐・補助という3つの類型があります。いずれの制度も、

判断能力が不十分となった人たちの人権や利益を守るために用意されたものです。

(後見類型)

後見類型の対象となるのは、自分の財産を管理したり処分したりすることが全くできない人です。具体的には、重度の知的障害者・精神障害者・認知症高齢者などで、常に判断能力がなく、自分だけで物事を決定することが難しく、日常的な買い物も1人ではできない人ということになります。家庭裁判所がこの類型に該当すると判断し、後見開始の審判をすると、後見がスタートし、成年後見人が付けられます。成年後見人は、後見を受ける人に代わって契約を結ぶなどの法律行為を行います。また後見を受ける人が不利益な契約を結んでしまった場合には、その契約を取り消して、白紙に戻すことができます。

後見が必要となるのは、後見を必要とする人が関係する相続に関する遺産分割、不動産の売却、施設などへの入所契約が必要な場合などです。

(保佐類型)

保佐類型の対象となるのは、簡単な契約はできるけれども重要な財産（土地や車など高額な物）を管理したり処分したりするには、常に援助が必要な人です。具体的には、知的・精神的障害のある人、認知症がある程度進行している高齢者など、判断能力が著しく不十分で、日常的な買い物くらいは自分でできるけれど、重要な契約などは無理という人が該当します。この類型に該当する人には、保佐人という援助者が付きます。保佐人には、不動産を処分したりお金を借りたりするなどの重要な法律行為について、後見人同様、不利益な契約を取り消すことができる権限が与えられます。また保佐を受ける人が同意し、裁判所が認めた事項については、本人に代わって契約を行うこともできます。

保佐類型では、保佐人が不利益な契約を取り消すことができるというのが最も重要な点であり、訪問販売などで高額な商品を買わされる一人暮らしの高齢者の保護などで大きな効果があります。

(補助類型)

補助類型の対象となるのは、判断能力が不十分ながら自分で契約などができるけれども、誰かに手伝ってもらったり代わってもらうほうがよいと思われるような人（軽度の知的障害者・精神障害者・初期の認知症の人）などです。補助を必要とする人には、補助人が付きます。補助人は、裁判所が認めた事項について契約を取り消す権限、補助を受ける人に代わって契約を行う権限が与えられます。

必要な事柄について、必要な程度で、補助人は補助を受ける人を援助します。自分で

きることは自分で行い、不足しているところを補うことを目的としており、自己決定権の尊重、ノーマライゼーションという制度の理念が生かされた類型といえます。したがって、

この類型は、補助を受ける人の同意が必要です。本人の生活・療養看護、介護支援契約、不動産の処分など重要な判断を求められる様々な場面があります。

3 成年後見制度と地域包括支援センター

地域包括支援センターがおこなう実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合に活用します。

(成年後見制度の活用)

高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、以下の業務を行います。

- (1) 高齢者に親族がいる場合には、当該親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援します。
- (2) 申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげます。

(成年後見制度の円滑な利用)

- (1) 市町村や地方法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行います。
- (2) 鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組めるよう、地域の医療機関との連携を確保します。
- (3) 高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう、地域で成年後見人となるべき者を推薦する団体等を、高齢者又はその親族に対して紹介します。

しかし、地域包括支援センターの業務として、担当職員自身が成年後見人となることは想定していません。